

議案第 1 号

清水町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 1 日提出

清水町長 阿 部 一



清水町手数料徴収条例の一部を改正する条例

清水町手数料徴収条例（平成12年清水町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の全部、個人若しくは一部事項証明書交付手数料	1通につき	450円
戸籍法に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明書交付手数料	証明事項1件につき	350円
戸籍法に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の全部、個人若しくは一部事項証明書手数料	1通につき	750円
戸籍法に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書交付手数料	証明事項1件につき	450円
戸籍法に基づく届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付	届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明書交付手数料	1通につき	350円
戸籍法に基づく証明のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	上質紙を用いる婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書交付手数料	1通につき	1,400円
戸籍法に基づく届書その他の受理した書類を閲覧に供する	届出その他の受理した書類の閲覧手数料	書類1件につき	350円

」を

戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書交付手数料	1通につき	450円
戸籍法に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明書交付手数料	証明事項1件につき	350円
戸籍法に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求、発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1件につき	400円
戸籍法に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書交付手数料	1通につき	750円
戸籍法に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書交付手数料	証明事項1件につき	450円
戸籍法に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求、発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1件につき	700円
戸籍法に基づく届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付又は電子化された届書等情報の内容の証明書の交付	届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明書交付手数料	1通につき	350円
戸籍法に基づく証明のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定め	上質紙を用いる婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書交付手数料	1通につき	1,400円

る様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付		
戸籍法に基づく届書その他の受理した書類を閲覧に供する又は電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する	届出その他の受理した書類等の閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。